令和３年１月 22 日

開設法人 代表者 様
関係施設 施設長 様

横浜市健康福祉局健康安全課長
高齢施設課長

高齢者施設内での新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者・疑い患者が発生した際の「ゾーニング」の考え方について（資料送付）

日頃より、本市高齢者福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
また、各施設におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため日々御対応いただき、心より御礼申し上げます。
さて、市内高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対応において、施設における速やかな「ゾーニング」の実施をはかるための考え方をまとめましたので参考資料を送付します。各施設におかれましては、施設内での周知及び活用をお願いいたします。

〇施設において入居者に感染者が発生した際は、基本的には、部屋単位でゾーニングを設定し、「汚染区域（居室）」と「清潔区域（廊下）」に区分してください。
〇清潔区域（廊下）に着衣ゾーンを、汚染区域（居室内）に脱衣ゾーンを設定します。ただし、居室内に消毒薬を置けない場合、脱衣ゾーンを廊下に設定する応用も可能です。
〇着衣ゾーンの床ラインに必要な緑色テープ、脱衣ゾーンの床ラインに必要な赤色テープにより、実際に床にテープでラインをつけ、個人防御具（ＰＰＥ）を脱ぐ練習を事前に実施してください。
〇まずは、１部屋（個室単位）でのゾーニング及び個人防御具を脱ぐ練習を実施します。引き続き、感染者が多く、１部屋以上の管理が必要となった場合は、部屋単位を増やすか、感染者の対応区域拡大を廊下を含めた設定に拡大するかイメージトレーニングをしてください。
〇施設内で感染が拡大した施設には職員の手指衛生の不徹底が見られます。清潔区域、汚染区域のどの場合でも５つのタイミングでの手指衛生を改めて徹底し、職員各自が消毒薬を常時携帯する対応や、感染者居室内の触れるポイントなどに目印として赤丸シールを貼付することなど検討をしてください。

連絡先：健康福祉局高齢施設課
Ｅメール：kf-shisetsu@city.yokohama.jp、FAX：641-6408
・特別養護老人ﾎｰﾑ、介護老人保健施設、ｼｮｰﾄｽﾃｲｾﾝﾀｰ
介護療養型医療施設・介護医療院　：（TEL：671-3923）
・軽費老人ﾎｰﾑ・ｹｱﾊｳｽ、養護老人ﾎｰﾑ　：（TEL：671-3923）
・有料老人ﾎｰﾑ、ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅　：（TEL：671-4117）
※職員や利用者等で「感染が確認された者」又は「感染が疑われる者」が発生した場合の連絡先はこちらです。
・メール送信先：kf-corona@city.yokohama.jp（件名に【コロナ】と表示してください）